

利 用 約 款

介護老人保健施設サービス
短期入所療養介護サービス
介護予防短期入所療養介護
通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

医療法人 誠之会

ケア・ステージ氏家

医療法人 誠之会 ケア・ステージ氏家利用約款

(約款の目的)

第1条 ケア・ステージ氏家（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション（以下、「サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が利用同意書を当施設に提出したのち、令和8年6月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に扶養者に変更があった場合は新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3、別紙4において利用者に不利な改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額150万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除することができるものとします。

- ① 介護老人保健施設サービス利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定され、且つ、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションを利用しない場合
- ② 介護老人保健施設サービス利用者について当施設で定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅で生活ができると判断された場合
- ③ 短期入所療養介護、通所リハビリテーション利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定され、且つ、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションを利用しない場合
- ④ 介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション利用者が要介護認定において、自立又は要介護と認定され、且つ、施設入所サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーションを利用しない場合
- ⑤ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護において利用者の居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ⑥ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションにおいて利用者の居宅サービス計画、介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ⑦ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ⑧ 利用者又は利用者の関係者が、当施設の職員又は他の利用者等に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し本約款に基づくサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を原則として毎月5日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を原則としてその月の15日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(感染症防止への対応)

第10条 当施設は、感染症又は食中毒等の発生及びまん延の防止のため、感染予防専門部会を1月に1回定期的に開催し、感染症対策のマニュアルを作成するとともに介護職員及びその他の従業者に周知徹底を図り、その予防及び発生の防止に努めます。

- 2 当施設では、感染症予防及び感染拡大防止の観点から、必要に応じて一時的に従来型個室をご利用いただく場合があります。

(緊急時の対応)

第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設におけるサービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(虐待防止への対応)

第 12 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

1 虐待防止のための対策を検討する虐待防止専門部会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

2 虐待防止のための指針を整備します。

3 虐待を防止するための定期的な研修（年 2 回以上）を実施します。

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(褥瘡防止への対応)

第 13 条 当施設は、褥瘡の発生及び悪化防止のため、感染予防専門部会を 1 月に 1 回定期的に開催し、褥瘡防止対策のマニュアルを作成するとともに、職員及びその他の従業員に周知徹底を図り、その予防及び発生の防止に努めます。

(事故発生時の対応)

第 14 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

4 事故の発生及び再発防止のため、事故防止専門部会を 1 月に 1 回定期的に開催し、事故防止対策のマニュアルを作成します。

5 事故及びヒヤリハット報告書等を用いての報告・分析を通して改善策の検討を行うとともに職員及びその他の従業員に周知徹底を図り、その発生及び再発の防止に努めます。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの継続的な提供、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期に実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(要望又は苦情等の申出)

第 16 条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 17 条 サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(ハラスメントの禁止)

第 18 条 利用者及びその家族その他関係者は、施設職員に対し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- ・暴力、傷害その他身体に危害を及ぼす行為
- ・威圧的な言動、暴言、脅迫、人格を否定する発言
- ・継続的又は執拗な苦情、長時間の拘束、過度な要求その他社会通念上相当な範囲を超える要求
- ・性的な言動、身体への接触、わいせつな発言等のセクシュアルハラスメント
- ・SNS 等での誹謗中傷、無断での撮影・録音・録画及びその公開
- ・その他、職員の就業環境を害し、安全なサービス提供を妨げる行為

2 前項に該当する行為が確認された場合は、施設は事実確認を行った上で、必要に応じて注意、警告、担当者の変更、複数職員による対応、関係機関への相談等の措置を講じます。

3 前項の措置を講じても改善が認められず、安全かつ適切なサービス提供の継続が困難である場合には、施設は法令及び契約の定めに基づき、サービスの提供を中止し、又は契約を終了することがあります。

(第三者評価)

第 19 条 当施設は、第三者評価は実施しておりません。なお、利用者及びご家族からのご意見・ご要望・苦情については、施設内の苦情受付窓口において適切に対応し、サービスの質の向上に努めています。

(利用契約に定めのない事項)

第 20 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

ケア・ステージ氏家のご案内

(令和8年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 誠之会^{せいしのかい} ケア・ステージ氏家
- ・開設年月日 平成9年4月
- ・所在地 栃木県さくら市向河原4084
- ・電話番号 028(682)2912
- ・FAX番号 028(681)7133
- ・管理者名 松 村 啓
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0952680015号)

(2) 介護老人保健施設の目的とケア・ステージ氏家の運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。

また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ケア・ステージ氏家の運営方針]

「施設の健全な運営に努め、明るく温かな雰囲気の中で、利用者の心身の状況等に応じた適切な施設療養、その他のサービスを行うことにより、地域医療・福祉に貢献する。」

ーハードに負けないソフト作り、ケアプランに基づく職種連携のチームプレーー

(3) 施設の職員体制(基準配置人数)

職 種	基準配置人数	主な勤務時間等
医 師	1. 1 名	9 : 00 ～ 17 : 00
薬剤師	0. 4 "	8 : 30 ～ 17 : 00
理学・作業療法士・言語聴覚士	3. 0 "	8 : 30 ～ 17 : 00
看護職員	9 "	8 : 30 ～ 17 : 00 16 : 30 ～ 翌 9 : 00
介護職員	2 6 "	7 : 00 ～ 15 : 30 8 : 30 ～ 17 : 00 11 : 00 ～ 19 : 30 16 : 30 ～ 翌 9 : 00
支援相談員	1 "	8 : 30 ～ 17 : 00
管理栄養士	1 "	8 : 30 ～ 17 : 00
介護支援専門員	1 "	8 : 30 ～ 17 : 00
事務職員	1 "	8 : 30 ～ 17 : 00

《看護・介護職員の配置》

看護・介護職員は、入所者3人に対し1人以上の割合で配置しています。

《食事の提供》

管理栄養士の指導の下、栄養状態の管理をします。

《夜勤体制》

看護・介護職員が5名～6名勤務しています。また、夜間の急変時は氏家病院の当直医が診察します。

《機能訓練体制の強化》

理学・作業療法士、言語聴覚士は、入所者50人に対し1人以上の割合で配置しています。

(4) 入所定員（短期入所、介護予防短期入所を含む）

- ・定員 100名（うち認知症専門棟 50名）
- ・療養室 個室 12室、2人室 8室、4人室 18室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時45分
 - 昼食 11時50分
 - 夕食 18時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則、各階月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅介護サービス計画、又は介護予防サービス計画で定められた通所リハビリテーションサービス、又は介護予防通所リハビリテーションサービスの利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

①医療法人 誠之会 氏家病院 (栃木県さくら市向河原4095番地)

②医療法人 恵生会 黒須病院 (栃木県さくら市氏家2360番地)

・ 協力歯科医療機関

医療法人 誠之会 氏家病院 (栃木県さくら市向河原4095番地)

◇緊急時の連絡先として「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

4. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

(2) 面会

介護老人保健施設サービスの利用期間中は、感染症等にご留意いただいた上で、出来るだけ面会にお越しいただき入所者を励ましていただきたいと思います。ご家族の支えがリハビリへの意欲や機能回復へと繋がります。また、面会には事前にご予約いただく場合もございます。

事務室受付に来所者票を用意してありますので、面会の際には必ず同票への記入をお願い致します。

(3) 外出・外泊

介護老人保健施設サービスの利用期間中に外出、外泊を希望される方は、所定の用紙に記入し、事務室またはサービスステーションに提出してください。

(4) 喫煙

施設内及び施設敷地内は、原則禁煙としております。

(5) 所持品・備品等の持込み

携帯電話、テレビ、ラジオ等の使用は施設の許可が必要です。また、携帯電話については、施設の指示に従い、指定の場所をご利用ください。

(6) 金銭・貴重品の管理

施設を利用している間は多額の現金、貴重品は持ち込まないようお願い致します。ご自分で管理されていて紛失した場合は施設での責任は負いかねますので、あらかじめご承知ください。

(7) 外泊時等の当施設外での受診

法令上、外出・外泊時も治療等は入所中の施設の管理です。一般の医療機関の受診には施設からの依頼状が必要です。外出・外泊中に身体の調子が悪くなった場合や、ケガをした場合は、早めに施設にご連絡ください。

(8) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション利用中の一般の医療機関への受診について、法令上、サービス利用時間内の治療等は利用中の施設の管理です。サービス利用当日に一般の医療機関の受診を希望する場合は、当施設のサービスをご利用の前後に受診してください。

(9) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションサービスの利用の変更

サービス利用予定日に利用を中止する場合は、遅くとも8:20までに当施設へ連絡してください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、防火シャッターが設置されています。
- ・防災訓練 年2回行っています。
- ・BCP対応の訓練 年2回行っています。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 （電話028-682-2912）

要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

サービスのご利用について
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. サービスの概要

○介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、「どのような介護サービスを提供すればご家庭での生活が可能な状態になるか」という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

《医療》

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして、適切な医療・看護を行います。

《リハビリテーション》

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

《栄養管理》

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

《生活サービス》

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

○短期入所療養介護サービス、介護予防短期入所療養介護サービス

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者もしくは、要支援の状態になるおそれのある利用者に対し家庭等での生活を想定し立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、廃用症候群対策としての機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の生活の質の向上、心身の機能の改善、自立支援、および家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、自立の可能性を最大限引き出すよう支援に努めます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画、又は介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

○通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービス

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅

介護サービス計画に基づき理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者もしくは、要支援の状態になるおそれのある利用者に対し家庭等での生活を想定し立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、利用者の心身の機能の改善、自立支援、生活の質の向上を図り、自立の可能性を最大限引き出すよう支援します。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション、又は介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画、又は介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

3. 通常の送迎の実施地域

① 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

通常の送迎の実施地域は、さくら市、高根沢町、宇都宮市の一部（旧上河内町、旧河内町）、矢板市の一部（大槻・石関・乙畑・片岡・安沢・木幡・早川町・中・末広町・扇町・東町・本町・幸岡・倉掛）、塩谷町の一部（肘内・大久保・上平・大宮・田所・金枝・玉生）となります。

② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

通常の送迎の実施地域は、さくら市の一部（氏家・氏家新田・上野・卯の里・押上・大中・蒲須坂・柿木澤・柿木澤新田・鍛冶ヶ澤・上阿久津・北草川・草川・櫻野・早乙女・富野岡・長久保・馬場・挾間田・箱森新田・松山・松山新田・松島・向河原）・宇都宮市の一部（旧上河内町）、矢板市の一部（乙畑・片岡）・塩谷町の一部（肘内・上平・大宮）・高根沢町の一部（大谷）となります。

4. 利用料金

《介護老人保健施設サービスの利用料金》

（1）基本料金（介護保険自己負担）

※ 自己負担1割の金額を記載しております。自治体より発行されています『介護保険負担割合証』の負担割合により乗じた額をご負担いただきます。

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

〈多床室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	815円	1,630円	2,445円
・要介護2	865円	1,730円	2,595円
・要介護3	930円	1,860円	2,790円
・要介護4	983円	1,966円	2,949円
・要介護5	1,034円	2,068円	3,102円

〈個室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	739円	1,478円	2,217円
・要介護2	785円	1,570円	2,355円
・要介護3	850円	1,700円	2,550円

・要介護4	905円	1,810円	2,715円
・要介護5	954円	1,908円	2,862円

*上記料金には基本の施設サービス費に加え以下の料金が含まれています。

- ・介護福祉士を手厚く配置し、サービス提供体制を強化しているものとして、サービス提供体制加算22円。
- ② 入所者の在宅復帰率、ベッド回転率、専門職の人員配置、退所後の状況確認等に指標を用いて在宅復帰・在宅療養機能評価を行い、在宅復帰・在宅療養支援をより進めていると認められた場合、上記料金に51円加算されます。【在宅復帰・在宅療養支援機能加算】
- ③ 入所後30日間は、初期加算として30円加算されます。【初期加算(Ⅱ)】
- ④ 急性期医療を担う医療機関の一般病棟から入院後30日以内に入所した場合、入所後30日間は1日60円加算されます。ただし、上記②を算定している方は加算しません。【初期加算(Ⅰ)】
- ⑤ 認知症専門棟入所の場合は1日76円加算されます。【認知症ケア加算】
- ⑥ 認知症に係る専門的研修を修了した職員を配置し専門的ケアの体制を整えているため、1日あたり3円加算されます。【認知症専門ケア加算】
- ⑦ 医師とリハビリスタッフが共同しリハビリテーション実施計画書を作成し、同実施計画書をLIFEにて厚生労働省に提出した場合1月33円加算されます。【リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)】
- ⑧ ⑦の実施計画書を口腔の健康状態や栄養状態に関して多職種で相互に情報共有し、計画の見直しを行った場合、1月53円加算されます。ただし②を算定している場合はこの加算は算定しません。【リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)】
- ⑨ 入所後3ヶ月以内は、集中的にリハビリテーションを行うため、1日あたり200円加算されます。また、1月に1回、ADL状況の評価を行い、LIFEを活用して必要に応じ計画の見直しをした場合、1日58円加算されます。【短期集中リハビリテーション実施加算】
- ⑩ 入所後、集中的に認知症リハビリテーションを行うため、認知症状のある方は認知症短期集中リハビリテーション加算として1回につき120円加算されます。また、入所者の居宅を訪問し、生活環境を把握した上で認知症短期集中リハビリテーションを行った場合、週3日を限度として1日120円を加算します。【認知症短期集中リハビリテーション実施加算】
- ⑪ 摂食機能障害等により誤嚥が認められるため、多職種共同で経口維持計画を作成した場合、上記料金に1月500円加算されます。【口腔維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)】
- ⑫ 管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施し、LIFEを活用し利用者の栄養状態の管理を行った場合1日11円加算されます。【栄養マネジメント強化加算】
- ⑬ 入所時に医学的評価を行い自立支援に係る支援計画を作成し、少なくとも3月に1回、LIFEを活用し見直しを行った場合1月300円加算されます。【自立支援促進加算】
- ⑭ 入所時に褥瘡の有無を確認し、褥瘡発生と関連リスクを評価し、LIFEを活用することで適切かつ有効に褥瘡を予防します。その後、定期的に評価・見直しを行った場合1月3円加算されます。また、その褥瘡が治癒した場合や結果的に施設全体で褥瘡の発生が無かった場合は1月10円加算されます。【褥瘡マネジメント加算】
- ⑮ 排泄に介助が必要な方に対しLIFEを活用し支援計画を作成した場合、1月10円加算されます。また、入所時と比較して排泄に係る要介護状態が改善した場合1月5円、おむつ使用無しに改善できた場合、1月10円加算されます。【排泄支援加算】
- ⑯ 医師の指導の下、療養食を提供した場合、1食6円加算されます。【療養食加算】

- ⑰ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は①の料金に代えて1日362円となります。
【外泊時費用】
- ⑱ 外泊中に当施設の通所リハビリテーションサービスを利用した場合、1月に6日を限度として基本料金に代えて1日800円となります。【外泊時費用（在宅サービス利用の場合）】
- ⑲ 若年性認知症の方について個別に担当者を定め専門的ケアを行った場合（65歳の誕生日の前々日まで）1日あたり120円加算されます。【若年性認知症者受入加算】
- ⑳ 厚生労働省が定める特別食を必要とする方で、他の医療機関へ転院し、嚥下調整食等の当施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、再入所後、栄養管理に関する調整を行った場合200円加算されます。【再入所時栄養連携加算】
- ㉑ ㉑の特別食を必要とする方が退所する際、他の介護保険施設や医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合は70円加算されます。【退所時栄養情報連携加算】
- ㉒ 安全対策の外部研修を受けた担当者が配置されているため、入所時に1回限り20円加算されます。【安全対策体制加算】
- ㉓ 新興感染症（厚生労働省が定める感染症（新型コロナウイルス感染症は含まない））発生時に、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で施設内療養を行った場合は、1日240円加算されます。【新興感染症等施設療養費】
- ㉔ 感染症に関する協定締結をした協力医療機関と連携を図り、感染症対策を向上する取組を行った場合、1月あたり15円加算されます。【高齢者施設等感染対応向上加算】
- ㉕ 入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報を3ヶ月に1回以上、厚生労働省に提出し、計画の見直し等に活用した場合1月あたり40円加算されます。加えて、疾病の状況、処方内容等に関して、同様に厚生労働省に提出した場合は1月あたり20円加算されます。【科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）】
- ㉖ 見守り機器等を導入し、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等を継続的に行っており、LIFEを活用して厚生労働省に提出している場合、1月あたり10円加算されます。
また、その成果が確認されており、介護助手等を活用している場合は1月あたり100円加算されます。【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）】
- ㉗ 入所者またはご家族の同意を得てターミナルケアが行われた場合、下記の料金が加算されます。【ターミナルケア加算】
- | | | |
|-----------------------|----|------|
| （ア）亡くなった日以前31日以上45日以下 | 1日 | 72円 |
| （イ）亡くなった日以前 4日以上30日以下 | 1日 | 160円 |
| （ウ）亡くなった日の前日、前々日 | 1日 | 910円 |
| （エ）亡くなった日 | 1 | 900円 |
- ㉘ 入所前から計画的に退所に向けたサービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合は、450円加算されます。【入所前後訪問指導加算】
- ㉙ 退所時等に支援を行った場合は、下記の料金が加算されます。
- | | |
|--------------------------|------|
| （ア）試行的退所時指導 | 400円 |
| （イ）退所時情報提供（ご自宅等へ退所の場合） | 500円 |
| （ウ）退所時情報提供（他の医療機関へ退所の場合） | 250円 |
- ㉚ 入所期間が1月を超えて退所し居宅サービスを利用する場合、希望される居宅支援事業所に対し情報提供を行い退所後の調整を行った場合400円加算されます。また、入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後に利用を希望される居宅支援事業所と連携し退所後の利用方針を決めた場合200円加算されます。【入退所前連携加算】

③① 緊急時に所定の対応を行った場合、下記の料金が加算されます。

(ア) 緊急時治療管理加算 1日 518円 (1月に3日を限度)

(イ) 所定疾患施設療養費 1日 480円 (1月に10日を限度)

③② 介護職員の処遇改善を目的に、上記①から③①までの合計に対し、9.7%加算されます。

【介護職員等処遇改善加算】

③③ 国家公務員の地域手当に準じ、当施設は7級地となり、上記①から③②までの合計に対し、地域区分として1.4%上乗せされます。

③④ 上記①から③③の加算に関しては、介護負担割合に応じた金額になります。

(2) その他の料金 (施設利用料)

① 食費 (1日当たり) 1,770円*

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限額となります。)

② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり)

・多床室 610円* ・個室 1,930円*

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限額となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで) の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

③ 特別な室料 (1日当たり) 個室 (1人部屋) 1,045円

④ 日常生活品費 (1日当たり) 300円程度 } 利用者の状況により減額
⑤ 教養娯楽費 (1日当たり) 150円程度 } となる場合があります。

⑥ 洗濯代 (1枚当たり) 55円

⑦ 理美容代 2,000円

(理・美容業者への取次ぎを致しますので、事前に事務室受付までお支払いください。)

⑧ 健康管理費 実費 (予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。)

《短期入所療養介護サービスの利用料金》

(1) 基本料金 (介護保険自己負担)

※ 1割の金額を記載しております。自治体より発行されている『介護保険負担割合証』の負担割合により乗じた額をご負担いただきます。

① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

〈多床室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	852円	1,704円	2,556円
・要介護2	902円	1,804円	2,706円
・要介護3	966円	1,932円	2,898円
・要介護4	1,019円	2,038円	3,057円
・要介護5	1,074円	2,148円	3,222円

〈個室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	775円	1,550円	2,325円

・要介護 2	8 2 3 円	1, 6 4 6 円	2, 4 6 9 円
・要介護 3	8 8 6 円	1, 7 7 2 円	2, 6 5 8 円
・要介護 4	9 4 0 円	1, 8 8 0 円	2, 8 2 0 円
・要介護 5	9 9 3 円	1, 9 8 6 円	2, 9 7 9 円

＊上記料金には基本の短期入所療養介護サービス費に加え以下の料金が含まれています。

- ・介護福祉士を手厚く配置しサービス提供体制を強化しているものとして、サービス提供体制加算 2 2 円。
- ② 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能において、入所者の在宅復帰率、ベッド回転率、専門職の人員配置、退所後の状況確認等に指標を用いて在宅復帰・在宅療養機能評価を行い、在宅復帰・在宅療養支援をより進めていると認められた場合、短期入所療養介護利用であっても上記料金に 5 1 円加算されます。【在宅復帰・在宅療養支援機能加算】
- ③ 医師の指導の下、療養食を提供した場合、1 食 8 円加算されます。【療養食加算】
- ④ 入所時及び退所時に送迎を行った場合は、それぞれ 1 8 4 円加算されます。【送迎加算】
- ⑤ 認知症専門棟入所の場合は上記料金に 7 6 円加算されます。【認知症ケア加算】
- ⑥ 認知症に係る専門的研修を修了した職員を配置し専門的ケアの体制を整えているため、として 3 円加算されます。【認知症専門ケア加算】
- ⑦ 利用者の口腔の状態を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報共有した場合、1 月あたり 1 回を限度として 5 0 円加算されます。【口腔機能連携強化加算】
- ⑧ 若年性認知症の方について個別に担当者を定め専門的ケアを行った場合（6 5 歳の誕生日の前々日まで）上記料金に 1 2 0 円加算されます。【若年性認知症者受入加算】
- ⑨ 治療管理を目的にサービスをご利用の場合は、1 0 日を限度として 1 日あたり 2 7 5 円加算されます。【総合医学管理加算】
- ⑩ 個別にリハビリテーション計画を作成し、行った場合は個別リハビリテーション加算として上記料金に 1 回につき 2 4 0 円加算されます。【個別リハビリテーション実施加算】
- ⑪ 要介護度 4 または 5 であって、厚生労働大臣の定める状態の方に対し、計画的に処置を行った場合は、1 2 0 円加算されます。【重度療養管理加算】
- ⑫ 見守り機器等を導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等を継続的に行っており、L I F E を活用して厚生労働省に提出している場合、1 月あたり 1 0 円加算されます。
また、その成果が確認されており、介護助手等を活用している場合は 1 月あたり 1 0 0 円加算されます。【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）】
- ⑬ 緊急時に所定の対応を行った場合、下記の料金が加算されます。
 - （ア）緊急時治療管理加算 1 日 5 1 8 円（1 月に 3 日を限度）
 - （イ）緊急短期入所受入加算 1 日 9 0 円（1 月に 7 日を限度）
- ⑭ 介護職員の処遇改善を目的に、上記①から⑬までの合計に対し、9. 7 %加算されます。【介護職員等処遇改善加算】
- ⑮ 国家公務員の地域手当に準じ、当施設は 7 級地となり、上記①～⑭までの合計に対し、地域区分として 1. 4 %上乗せされます。
- ⑯ 上記①から⑮の加算に関しては、介護負担割合に応じた金額になります。

（2）その他の料金（施設利用料）

- ① 食費 朝食 4 2 0 円 昼食 7 2 0 円（おやつ代含む） 夕食 6 3 0 円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限額となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）（１日当たり）

- ・多床室 610円＊
- ・個室 1,930円＊

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限額となります。）

＊ ①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

③ 特別な室料（１日当たり）

- ・個室（１人部屋） 1,045円

- | | | |
|-----------------|--------|------------------------------|
| ④ 日常生活品費（１日当たり） | 300円程度 | } 利用者の状況により減額
となる場合があります。 |
| ⑤ 教養娯楽費（１日当たり） | 150円程度 | |
| ⑥ 洗濯代（１枚当たり） | 55円 | |

⑦ 理美容代 2,000円

（理・美容業者への取次ぎを致しますので、事前に事務室受付までお支払いください。）

⑧ 健康管理費 実費 （予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。）

⑨ 通常の送迎地域外の送迎費（１kmにつき） 51円

《介護予防短期入所療養介護サービスの利用料金》

（１）基本料金（介護保険自己負担）

※ １割の金額を記載しております。自治体より発行されています『介護保険負担割合証』の負担割合により乗じた額をご負担いただきます。

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１日当たりの自己負担分です。）

〈多床室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要支援1	635円	1,270円	1,905円
・要支援2	796円	1,592円	2,388円

〈個室ご利用の場合〉

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要支援1	601円	1,202円	1,803円
・要支援2	748円	1,496円	2,244円

＊上記料金には基本の短期入所療養介護サービス費に加え以下の料金が含まれています。

- ・介護福祉士を手厚く配置しサービス提供体制を強化しているものとして、サービス提供体制加算22円。

② 医師の指導の下、療養食を提供した場合、1食8円加算されます。 【療養食加算】

③ 若年性認知症の方について個別に担当者を定め専門的ケアを行った場合（65歳の誕生日の前々日まで）上記料金に120円加算されます。 【若年性認知症者受入加算】

④ 個別にリハビリテーション計画を策定し、行った場合は個別リハビリテーション加算として上記料金に1回につき240円加算されます。 【個別リハビリテーション実施加算】

⑤ 入所時及び退所時に送迎を行った場合は、それぞれ184円加算されます。 【送迎加算】

- ⑥ 見守り機器等を導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等を継続的に行っており、L I F Eを活用して厚生労働省に提出している場合、1月あたり10円加算されます。
また、その成果が確認されており、介護助手等を活用している場合は1月あたり100円加算されます。 【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）】
- ⑦ 治療管理を目的にサービスをご利用の場合は、10日を限度として1日あたり275円加算されます。 【総合医学管理加算】
- ⑧ 利用者の口腔の状態を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報共有した場合、1月あたり1回を限度として50円加算されます。 【口腔機能連携強化加算】
- ⑨ 緊急時に所定の対応を行った場合、1月に3日を限度として1日518円加算されます。 【緊急時治療管理加算】
- ⑩ 介護職員等の処遇改善を目的に、上記①から⑨までの合計に対し、9.7%加算されます。 【介護職員等処遇改善加算】
- ⑪ 国家公務員の地域手当に準じ、当施設は7級地となり、上記①から⑨まで（令和6年6月1日からは①～⑩）の合計に対し、地域区分として1.4%上乘せされます。
- ⑫ 上記①から⑪の加算に関しては、介護負担割合に応じた金額になります。

（2）その他の料金（施設利用料）

- ① 食費 朝食 420円 昼食 720円（おやつ代含む） 夕食 630円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限額となります。）
- ② 滞在費（療養室の利用費）（1日当たり）
- ・多床室 610円*
 - ・個室 1,930円*
- （ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限額となります。）
- * 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、資料をご覧ください。
- ③ 特別な室料（1日当たり）
- ・個室（一人部屋） 1,045円
- ④ 日常生活品費（1日当たり） 300円程度
- ⑤ 教養娯楽費（1日当たり） 150円程度
- } 利用者の状況により減額
となる場合があります。
- ⑥ 洗濯代（1枚当たり） 55円
- ⑦ 理美容代 2,000円
（理・美容業者への取次ぎを致しますので、事前に事務室受付までお支払いください。）
- ⑧ 健康管理費 実費
（インフルエンザ等の予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。）
- ⑨ 通常の送迎地域外の送迎費（1kmにつき） 51円

《通所リハビリテーションサービスの利用料金》

（1）基本料金（介護保険自己負担）

※ 1割の金額を記載しております。自治体より発行されている『介護保険負担割合証』の負担割合により乗じた額をご負担いただきます。

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

〔1時間以上2時間未満〕

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	399円	798円	1,197円
・要介護2	428円	856円	1,284円
17			
・要介護3	459円	918円	1,377円
・要介護4	488円	976円	1,464円
・要介護5	521円	1,042円	1,563円

＊上記料金には基本の施設サービス費に加え以下の料金が含まれています。

- ・配置基準を超えてリハビリスタッフを配置しているため、理学療法士等体制強化加算として30円

〔2時間以上3時間未満〕

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	383円	766円	1,149円
・要介護2	439円	878円	1,317円
・要介護3	498円	996円	1,494円
・要介護4	555円	1,110円	1,665円
・要介護5	612円	1,224円	1,836円

〔3時間以上4時間未満〕

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	486円	972円	1,458円
・要介護2	565円	1,130円	1,695円
・要介護3	643円	1,286円	1,929円
・要介護4	743円	1,486円	2,229円
・要介護5	842円	1,684円	2,562円

〔4時間以上5時間未満〕

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	553円	1,106円	1,659円
・要介護2	642円	1,284円	1,926円
・要介護3	730円	1,460円	2,190円
・要介護4	844円	1,688円	2,532円
・要介護5	957円	1,914円	2,871円

〔5時間以上6時間未満〕

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要介護1	622円	1,244円	1,866円
・要介護2	738円	1,476円	2,214円
・要介護3	852円	1,704円	2,556円
・要介護4	987円	1,974円	2,961円
・要介護5	1,120円	2,240円	3,360円

〔6 時間以上 7 時間未満〕

介護負担割合	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
・要介護 1	7 1 5 円	1, 4 3 0 円	2, 1 4 5 円
・要介護 2	8 5 0 円	1, 7 0 0 円	2, 5 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円	1, 9 6 2 円	2, 9 4 3 円
・要介護 4	1, 1 3 7 円	2, 2 7 4 円	3, 4 1 1 円
・要介護 5	1, 2 9 0 円	2, 5 8 0 円	3, 8 7 0 円

〔7 時間以上 8 時間未満〕

介護負担割合	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
・要介護 1	7 6 2 円	1, 5 2 4 円	2, 2 8 6 円
・要介護 2	9 0 3 円	1, 8 0 6 円	2, 7 0 9 円
・要介護 3	1, 0 4 6 円	2, 9 0 2 円	3, 1 3 8 円
・要介護 4	1, 2 1 5 円	2, 4 3 0 円	3, 6 4 5 円
・要介護 5	1, 3 7 9 円	2, 7 5 8 円	4, 1 3 7 円

② 入浴代 ・介助による場合 4 0 円（1 回につき） 【入浴介助加算】

＊利用時間帯によっては入浴サービスを提供できない場合があります。

③ サービス提供体制を強化しているものとして厚生労働大臣が定める基準により、上記料金にサービス提供体制加算として 2 2 円加算されます。 【サービス提供体制強化加算】

④ ご自宅と施設との間の送迎を行わない場合、片道につき 4 7 円を減算されます。

⑤ リハビリテーション専門職が、通常よりも手厚く配置しているため、各ご利用時間に合わせて、リハビリテーション提供体制加算として、ご利用毎に下記の料金を加算いたします。

・ 3 時間以上 4 時間未満	1 2 円	【リハビリテーション提供体制加算】
・ 4 時間以上 5 時間未満	1 6 円	
・ 5 時間以上 6 時間未満	2 0 円	
・ 6 時間以上 7 時間未満	2 4 円	
・ 7 時間以上	2 8 円	

⑥ 中重度の要介護者を受け入れる体制が整った場合、中重度ケア体制加算として 2 0 円加算されます。 【中重度者ケア体制加算】

⑦ リハビリを必要とする疾患が原因で入院・入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院・退所後又は、認定日より 3 月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合 1 回 1 1 0 円加算されます。 【短期集中個別リハビリテーション実施加算】

⑧ 認知症の方に対し、通所開始から 3 か月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合、週 2 日を限度として 1 回につき 2 4 0 円加算されます。

【認知症短期集中リハビリテーション実施加算】

⑨ 若年性認知症の方について個別に担当者を定め専門的ケアをおこなった場合、（6 5 歳の誕生日の前々日まで）1 日 6 0 円加算されます。 【若年性認知症利用者受入加算】

⑩ 栄養アセスメントを実施し、栄養改善サービスを L I F E の活用にて行った場合 1 月に 5 0 円が加算されます。 【栄養アセスメント加算】

⑪ 利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態を文書で、担当の介護支援専門員と共有した場合、6 か月に 1 回 5 円加算されます。 【口腔・栄養スクリーニング加算】

⑫ 口腔機能向上サービスを実施した場合 1 月に 2 回まで 1 5 0 円が加算されます。また、L I F E を活用した場合 1 0 円加算されます。 【口腔機能向上加算】

- ⑬ 要介護度3、4または5であって、厚生労働大臣の定める状態の方に対し、計画的に処置を行った場合は、1日100円加算されます。【重度療養管理加算】
- ⑭ 利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、計画の見直し等に活用した場合1月40円加算されます。【科学的介護推進体制加算】
- ⑮ 介護職員等の処遇改善を目的に、上記①から⑭までの合計に対し10.3%加算されます。【介護職員等処遇改善加算】
- ⑯ 国家公務員の地域手当に準じ、当施設は7級地となり、上記①から⑮までの合計に対し、地域区分として1.7%上乘せられます。
- ⑰ 上記①から⑯の加算に関しては、介護負担割合に応じた金額になります。

(2) その他の料金(施設利用料)

- ① 食費 朝食 420円 昼食 720円(おやつ代含む) 夕食 630円
 ※原則として食堂でお召し上がりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ② 日常生活品費(1日当たり) 200円程度 } 利用者の状況により減額
 ③ 教養娯楽費(1日当たり) 150円程度 } となる場合があります
- ④ 洗濯代(1枚当たり) 55円
- ⑤ 理美容代 2,000円
 (理・美容業者への取次ぎを致しますので、事前に事務室受付までお支払いください。)
- ⑥ 健康管理費 実費 (予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。)
- ⑦ オムツ等 実費

《介護予防通所リハビリテーションサービスの利用料金》

(1) 基本料金(介護保険負担料)

※ 1割の金額を記載しております。自治体より発行されている『介護保険負担割合証』の負担割合により乗じた額をご負担いただきます。

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です)

介護負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
・要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
・要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

*利用時間帯によっては入浴サービスを提供できない場合があります。

- ② サービス提供体制を強化しているものとして厚生労働大臣が定める基準により、上記料金が加算されます。【サービス提供体制強化加算】

・要支援1…1月当たり 88円 ・要支援2…1月当たり 176円

- ③ 利用開始後12か月を超えた場合

・要支援1…1月当たり -120円 ・要支援2…1月あたり -240円

ただし、LIFEを活用して厚労省に情報提供を行っている場合は減算しません。

- ④ 低栄養状態の改善を目的とし、居宅を訪問し栄養食事相談等の栄養管理を実施した場合、1月に200円が加算されます。【栄養改善加算】

- ⑤ 口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導若しくは実施又は、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施した場合1月に150円が加算されます。また、LIFEを活用した場合160円加算されます。【口腔機能向上加算】

⑥ ④及び⑤のサービスを月2回以上行った場合は、④⑤に代えて480円加算されます。

【複数サービス実施加算】

⑦ 若年性認知症の方について個別に担当者を定め専門的ケアを行った場合（65歳の誕生日の前々日まで）1月に240円加算されます。

【若年性認知症受入加算】

⑧ 介護職員の処遇改善を目的に、①から⑦までの合計に対し、10.3%加算されます。

【介護職員等処遇改善加算】

⑨ 国家公務員の地域手当に準じ、当施設は7級地となり、上記①から⑧までの合計に対し、地域区分として1.7%上乗せされます。

⑩ 上記①から⑨の加算に関しては、介護負担割合に応じた金額になります。

(2) その他の料金（施設利用料）

① 食費 朝食 420円 昼食 730円（おやつ代含む） 夕食 630円

※原則として食堂でお召し上がりいただきます。なお、サービスの利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② 日常生活品費（1日当たり）	200円程度	}	利用者の状況により減額 となる場合があります
③ 教養娯楽費（1日当たり）	150円程度		
④ 洗濯代（1枚当たり）	55円		
⑤ 理美容代	2,000円		

（理・美容業者への取次ぎを致しますので、事前に事務室受付までお支払いください。）

⑥ 健康管理費 実費（予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。）

⑦ オムツ等 実費

5. 支払い方法

- ・原則として毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金にて事務室受付までお願い致します。また、お支払いをされる方が遠方の場合は、ご相談ください。

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

ケア・ステージ氏家では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －当施設において作成される機関紙「コスモスだより」、ホームページ、SNS等への写真の掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

※厚生労働省への情報提供（LIFEの活用）は匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではないのでご安心ください。

「苦情申出窓口」の設置について

本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のように設置し、苦情解決に努めておりますのでお知らせいたします。

記

1. 苦情受付担当者 関谷 栄一 〔事務長〕
2. 苦情解決責任者 松村 啓 〔施設長〕
3. 第三者委員 野村 正子
4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と必要に応じ第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) その他

本事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

〔さくら市社会福祉協議会 福祉活動専門委員〕

〒329-1311 さくら市喜連川904

TEL : 028-686-2670 FAX : 028-686-2423

〔栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス担当〕

〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館内

TEL : 028-643-2220 FAX : 028-643-5411

〔栃木県運営適正化委員会〕

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL : 028-622-2941 FAX : 028-622-2316

〔住所地の介護保険担当窓口〕

地区	市町村	担当課	住 所	電話番号
県 北	さくら市役所	高齢課	〒329-1392 さくら市氏家2771	028-681-1155
	矢板市役所	幸齢課	〒329-2192 矢板市本町5番4号	0287-43-3896
	塩谷町役場	福祉課	〒329-2292 塩谷郡塩谷町大字玉生955-3	0287-47-5173

地区	市町村	担当課	住 所	電話番号
県北	高根沢町役場	健康福祉課	〒329-1292 塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地	028-675-8105
	大田原市役所	高齢者幸福課	〒324-8641 大田原市本町 1-3-1	0287-23-8740
	那須塩原市役所	高齢福祉課	〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2	0287-62-7191
	那須町役場	保健福祉課	〒329-3292 那須郡那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6910
	日光市役所	高齢福祉課	〒321-1292 日光市今市本町 1 番地	0288-21-5100
	那須烏山市	健康福祉課	〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1 保健福祉センター内	0287-88-7115
	那珂川町役場	健康福祉課	〒324-0692 那須郡那珂川町馬頭 409	0287-92-1119
県央	宇都宮市役所	高齢福祉課	〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1-5	028-632-2906
	上三川町役場	健康福祉課	〒329-0696 河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地	0285-56-9102
	壬生町役場	健康福祉課	〒321-0292 下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1	0282-81-1830
	鹿沼市役所	介護保険課	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2283
	真岡市役所	高齢福祉課	〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地	0285-83-8094
	益子町役場	高齢者支援課	〒321-4293 芳賀郡益子町大字益子 2030 番地	0285-72-8525
	茂木町役場	保健福祉課	〒321-3598 芳賀郡茂木町大字茂木 155 番地	0285-63-5603
	市貝町役場	長寿福祉課	〒321-3493 芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地	0285-68-1113
	芳賀町役場	健康福祉課	〒321-3392 芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020	028-677-6015
県南	小山市役所	高齢生きがい課	〒323-8686 小山市中央町 1 丁目 1-1 保健福祉センター 3 階	0285-22-9541
	下野市役所	高齢福祉課	〒329-0492 下野市笹原 26	0285-32-8904
	野木町役場	健康福祉課	〒329-0195 下都賀郡野木町大字丸林 571	0280-57-4173
	栃木市役所	高齢介護課	〒328-8686 栃木市万町 9 番 25 号	0282-21-2251
	足利市役所	元気高齢課	〒326-8601 足利市本城 3 丁目 2145 番地	0284-20-2136
	佐野市役所	介護保険課	〒327-8501 佐野市高砂町 1 番地	0283-20-3022

《資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。あてはまると思われる方は住所地の介護保険担当窓口へ申請してください。認定された場合は「介護保険負担限度額認定証」が発行されますのでお手元に届きましたら事務室までご持参ください。（「認定証」の提示がない場合は「第４段階」の利用料をお支払いいただきます。「認定証」の有効期間に従い、過払いとなった場合は精算いたします。）
- 利用者負担軽減策の対象となるのは次のような方です。
 - 【利用者負担第１段階】
生活保護を受けているか、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者。
（預貯金等が１,０００万円以下の場合。配偶者がいる場合は２,０００万円以下の場合。）
 - 【利用者負担第２段階】
世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入額とその他の合計所得額が８０万円以下。
（預貯金等が６５０万円以下の場合。配偶者がいる場合は１,６５０万円以下の場合。）
 - 【利用者負担第３段階①】
世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入額とその他の合計所得額が８０万円超～１２０万円以下。（預貯金等が５５０万円以下の場合。配偶者がいる場合は１,５５０万円以下の場合。）
 - 【利用者負担第３段階②】
世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入額とその他の合計所得額が１２０万円超。
（預貯金等が５００万円以下の場合。配偶者がいる場合は１,５００万円以下の場合。）
- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯など、施設入所の利用料を負担することで、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、利用者負担軽減策の対象となる場合があります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）と当施設の基準費用額

	食 費		居住費（滞在費）	
	長期入所	ショートステイ	個室	多床室
利用者負担第１段階	３００	３００	４９０	０
利用者負担第２段階	３９０	６００		４３０
利用者負担第３段階①	６８０	１,０３０	１,３７０	
利用者負担第３段階②	１,４２０	１,３６０	１,４７０	
当施設の基準費用額	１,５４５		１,７２８	４３７

（注）「当施設の基準費用額」は、実際にご負担戴く金額ではありません。

ケア・ステージ氏家利用同意書

医療法人 誠之会 介護老人保健施設
ケア・ステージ氏家
管理者 松村 啓 様

介護老人保健施設 ケア・ステージ氏家を利用するにあたり、ケア・ステージ氏家利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３、別紙４を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

☐ 利用者本人 ☐ 法定代理人

住所

氏 名

☐ 家族 ☐ 身元引受人

住所

氏 名

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第11条3項緊急時及び第14条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【説明者】氏名